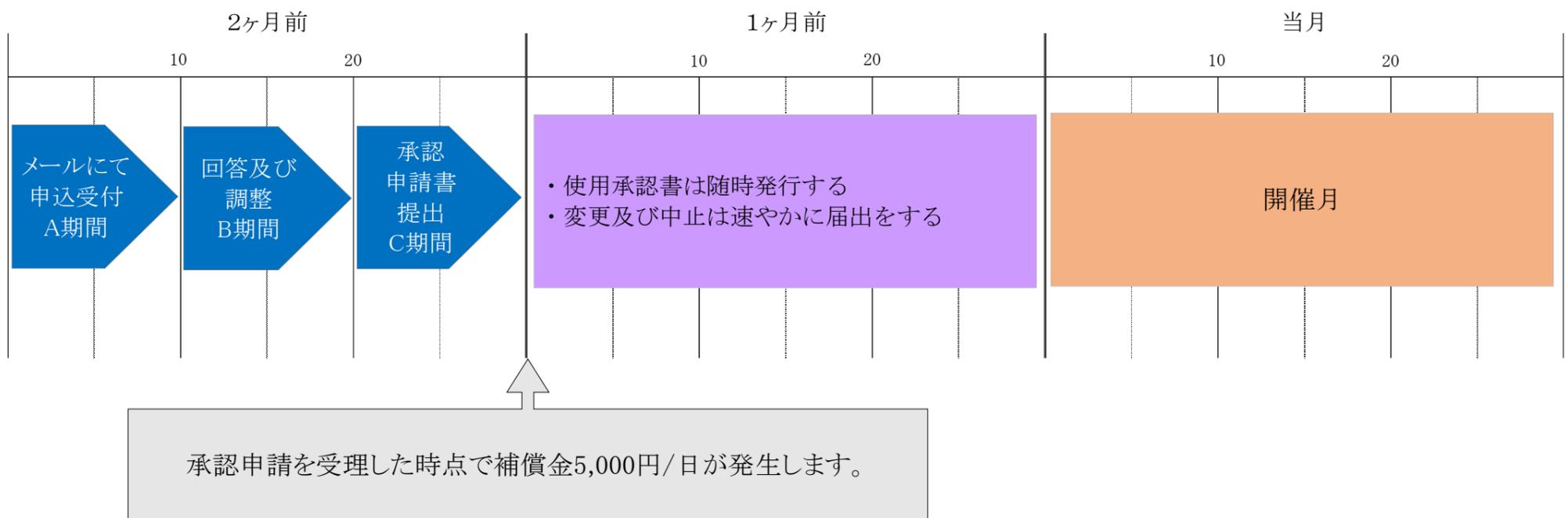


【出店までの流れ】



<電子メールにて申込受付>A期間

- 出店ご希望日当該月の2か月前の1日～10日にメールにて申込みを受付けます。
メールアドレス: eigy@mm21railway.co.jp
宛名: 横浜高速鉄道株式会社 経営管理部経営企画課営業推進係
- 電子メール以外の通信手段(電話、ファックス、手紙等)は受付けておりませんのでご了承ください。

<回答及び調整>B期間

- 申込み受付期間(A期間)終了後、メールにて出店可能日をお知らせいたします。
- 現地立ち合いの説明及び打合せを行います。(新規出店者のみ) *規定及び細則の確認(最低補償額)

<承認申請書提出>C期間

- 承認申請書に必要事項を記入し、社印を押印のうえ提出してください。(送付又は持参)
- 承認申請書を発送した時点で、その旨を電子メールにて報告をお願いします。
→当社にて承認申請書を受領した時点で、その旨を電子メールにて連絡いたします。
なお、この電子メール送信日が最低補償額の発生する基準日となります。
- 承認申請書提出後、当社より使用承認書を送付いたします。

<変更申請及び中止届出>

- 出店日を変更する場合及び出店を中止する場合は電子メールにて報告をいただき、速やかに変更申請書又は中止届出書を送付してください。
当社で書面を受領後、電子メールにて報告をいたします。
- 中止の場合は最低補償額の請求をいたします。

●新規のご出店の場合

- 初回打合せ日から1週間以内に、弊社から可否の連絡をいたします。
- 可否連絡から14日以内に関係書類※を送付ください。
- 関係書類を弊社にて受領した旨を電子メールにて報告します。
- その報告を確認後にメールにて申込(A期間)手続きを進めてください。
- ご送付がない場合は、出店の意思がないものと判断します。

※関係書類

会社概要、登記簿謄本、最新の決算書、印鑑証明書、商品カタログ、出店企画書